○国土交通省令第十号

博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の施行に伴い、振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令の一部を改正する省令

振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令（平成四年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分） **第一条**　多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。	（振興拠点地域に係る中核的民間施設に関する細分） **第一条**　多極分散型国土形成促進法施行令（以下「令」という。）第八条第一項の国土交通省令で定める令第四条第一号から第十四号までに掲げる施設に関する細分は、次の表の上欄に掲げる施設ごとに同表下欄に掲げる細分とする。
（略）　（略） 教養文化施設　一・二　（略） 三　博物館法第三十一条第一項の規定に基づき都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会の指定する博物館に相当する施設 四～八　（略） （略）　（略） 備考　（略）	（略）　（略） 教養文化施設　一・二　（略） 三　博物館法第二十九条に基づき都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会の指定する博物館に相当する施設 四～八　（略） （略）　（略） 備考　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十五第一項の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自転車専用道路等を通行することができる車両） **第四条の十五**　法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、自転車以外の軽車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。）、特定小型原動機付自転車（同法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車とする。	（自転車専用道路等を通行することができる車両） **第四条の十五**　法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、自転車以外の軽車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。）及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車とする。

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第十二号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第六十四条の規定に基づき、及び軌道法（大正十年法律第七十六号）を実施するため、鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第一条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第七十一条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～五　（略）	（権限の委任） **第七十一条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～五　（略）